

## 令和2年度福島県立高等学校入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立福島中央高等学校  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮17  
電話 024-523-4740

### 1 募集定員

課程	大学科	定員
定時制	普通	本校募集定員40名から、前期選抜の合格者数を除いた数

### 2 出願資格

出願資格については、次の（１）か（２）のいずれかの条件を満たす者とする。  
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。  
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

### 3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島中央高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 上記（１）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 4 併願の取扱い

志願者は、本校に限り後期選抜に出願することができる。

### 5 出願期間

令和2年3月17日（火）から3月18日（水）までとする。

受付時間は、午後1時25分から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号・宛名明記、簡易書留用404円切手貼付）を同封の上、令和2年3月18日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

### 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（過年度卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。）
  - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書  
ただし、年齢20歳以上の者（平成12年4月1日以前に生まれた者）については、調査書の提出を免除する。
  - ③ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記（１）以外の者
  - ① 入学願書（上記（１）①に同じ）
  - ② 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
  - ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
  - ④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 入学願書には、入学検定料として950円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。  
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。  
その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。  
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年3月17日(火)から3月23日(月)までとする。  
郵送の場合には、3月23日(月)必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午後1時25分から午後4時までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 8 出願先変更

志願者は、令和2年3月19日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 原則として令和元年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

- (2) 上記（1）以外の者

① 原則として令和元年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

## 11 選抜方法・選抜資料

調査書	選 抜 資 料		備 考
	面 接	小論文 (又は作文)	
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。	個人面接を実施する。 段階評価する。	作文を実施する。 あるテーマについて600字程度で自分の意見等をまとめる作文とする。 段階評価する。	年齢 20 歳以上の志願者について、調査書提出を免除する。

## 12 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和2年3月24日(火)午前9時～  
(受付：午前8時～午前8時30分、本校職員玄関)
- (2) 会 場 福島県立福島中央高等学校
- (3) 持参する物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム  
ただし、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

## 13 合格者発表

- (1) 令和2年3月25日(水)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。  
合格者は、受付に受験票を提出し、受領すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 14 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

## 15 その他

以上のほかは、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。